



認定番号 219			
選定番号	第8-030号	名称	きょうみとうげちやや 京見峠茶家
<p>鷹峯街道は鷹峯と若狭方面を結ぶ街道の峠にあたる堂ノ庭地区に位置する。尾根部分にほぼ南北に通る街道沿いに建ち、敷地西側は谷への斜面となっている。家伝によれば創業が享保年間に遡る旅籠で、峠に行く旅人に提灯を商ったため、「ちょうちんや」と呼ばれたとされるが詳細は不明である。同建物に残る四国霊場巡礼の際の「嘉永庚戌」（嘉永3年＝1850）の奉納経に「葛野郡堂ノ庭住人 若狭屋与助」と記名があるのが最も時代の遡る資料である。以降、明治33年（1900）、大正3年（1914）時の同様の資料が残る。明治以降農業や林業を営んでいたとされ、昭和42年（1967）頃に、長らく活用されていなかったミセ空間を用いて、京見峠茶家として茶屋の営業を始めた。茶屋は平成26年に閉店している。</p> <p>街道に面した敷地には主屋と土蔵が建つ。主屋は間口8間、奥行4間半の平屋建、瓦葺の建物である。通りに面して庇を差し掛けて深い軒を設け、平格子と出格子による町家風の外観である。大戸を潜ると、広い土間と4室の畳敷居室空間となる。土間の表側の一部を板床としたり、自然石を用いたテーブル式の囲炉裏を設けるなど、昭和40年代の改修が一部に見られる。4穴の漆喰仕上げのカマドに、モザイクタイル貼りの改良カマドが増築されている。土間境の上り縁側面の板には大正14年（1925）の墨書が残る。床上の居室4室のうち、奥側の背面が8畳のブツマで、床と仏壇が配されて、磨き丸太の床柱が用いられる。主屋の下手には水まわりの増築部分があり、さらに下手には通りに面して2階建ての土蔵が接続している。土蔵の天井には棟札が残り、明治4年（1871）上棟の記載がある。主屋の建築年代に関する資料はないものの、建物の部材などから土蔵の建った明治初期に建築年代が遡る可能性が考えられる。以降も土間境の上り縁部分の墨書に見られるように、いくつかの時期に改修が加えられているものと推測される。</p> <p>京見峠茶家は、明治初期に遡る可能性が考えられる峠の茶屋の建物で、各時代に手を加えられながらも往時の面影を現在に伝えている。京都市内では同様の事例は見られず、極めて重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 220

選定番号	第8-008号	名称	はずいけ 筈井家
------	---------	----	-------------

筈井家は二条城の北側に位置し、上京区の日暮通りに面する町家建築である。御幣が残され、棟梁（頭梁）三上金助の施工により、明治45年（1912）に建築されたことが分かる。同家の家系は桃山期の絵師・海北友松の末裔に当たり、明治末に居宅を建築して同地に移ってきたとされる。



建物は、間口3間、奥行き8間半の規模である。大棟形式の屋根を架けた、やや建ちの低い本2階建である。外観は1階に平格子を嵌め、2階に大正窓の意匠のガラス戸を嵌める。平面は南側に土間を配し、1列4室を配する構成である。玄関土間部分の上部のみ根太天井が張られ、2階に物置が設けられている。表側のミセノマの奥には階段へと延びる廊下が配され、近代的な住宅思潮の影響が感じられる。奥には7畳半大の大きさの座敷を配し、座敷奥には太湖石を思わせる変化のある石や、灯籠を配した庭が設けられている。2階は板敷の踊り場の表側に1室、奥に2室の和室を配する。表側室の室内は、屋根勾配に合わせて傾斜のある棹縁天井を貼っている。こうした2階居室は、本2階建町家が成立する過渡期の様子を感じさせる。奥に配された7畳半大の座敷には、床と違い棚を備える。床廻り全体に配された落掛けに加えて、床部分には二重に落掛けを設ける独特の意匠を用いている。1階のハシリ土間部分は床と天井を張り台所等に改修されているが、2階からは現在でも土間上部の吹抜け空間を見ることができる。

筈井家は明治末期に建築された町家建築である。本2階化が進む途上の、京都の町家の近代化の過程をみることができる建物である。床廻りの意匠に特徴的な意匠が用いられる点も興味深い。桃山期の絵師・海北友松の系譜を継ぐ、ゆかりの価値も評価されよう。



（景観重要建造物）





認定理由

認定番号 2 2 1			
選定番号	第10-018号	名称	わたなべけ 渡邊家
<p>渡邊家は足利義昭に仕えて、一乗寺に城館を構えた郷士の系譜を有すると伝わる。現在の屋敷構えは道路面から2m程度の高さを持つ台状の敷地で、西、南、東側の三方には濠跡が残されており、方形の城館遺構と見られる。こうした形状からは16世紀前期に遡る可能性もあり、伝承に残る義昭の時代には既に存在していたものと考えられる。近世には分家を経て、一乗寺村の庄屋をつとめたとされる。現在、主屋、長屋門、土蔵2棟と土塀によって屋敷構えが構成されている。</p> <p>主屋は、梁行4間半、桁行11間の規模を有する、入母屋造の平屋建、瓦葺の建物である。同家に残る寛政元年（1789）の渡邊家当主の口上書によれば、宝永年間（1704～1711）に村内に火災があり、屋敷が類焼したとされる。その後の再建時期は不明だが、文政5年（1822）の付属屋の普請願書には在来の建物として主屋が記載されている。部材の状況からは文政期に既に建築されていたと判断することに齟齬は感じられない。西側に大きな土間をとり、2列に6室を配する平面が基になっており、底下部分を利用して茶室を設けるなどの改変がなされている。昭和63年（1988）には主屋の土間部分に床を張る改修がなされたが、平面の構成は踏襲されている。式台を上がり上手に進むと、表側に10畳、奥に8畳の座敷空間が配されている。主屋の南側には庭園が広がる。座敷部分南面のニワサキが土塀で区画され、伏見城から移したと伝わる石燈籠などが配されている。土塀の西側には巨大なマツが植えられていたが、平成2年（1990）に造園家・中根金作の作庭により、サツキの刈込みを主とする庭に改修された。主屋北西に建つイヌイグラは普請願書から天保2年（1831）の建築と分かる他、背面のキタノクラや長屋門も近世に遡る遺構と考えられる。</p> <p>渡邊家は中世城館の様子を伝える屋敷構えが残り、京都の中世史の場を伝える貴重な場所である。近世に遡る主屋や付属屋も現存しており、近郊に残る近世民家の事例としても重要である。</p>			
			



認定理由

認定番号 2 2 2			
選定番号	第10-040号	名称	まつのまんりょう 松乃鰻寮
<p>岩倉木野に所在する鰻料理店で、建物は民藝運動にも参加した陶芸家・上田恒次の設計によるもの。上田は同地に隣接する自邸（昭和12年）や保田與重郎邸（昭和33年）など多数の建築を設計したことが確認される。にしんそばの老舗「松葉」の家に生まれた松野里香氏は、昭和14年（1939）に「祇をん松乃」を創業し、戦後同店は鰻料理専門店となった。十二段家の西垣光温氏を介して河井寛次郎から上田を紹介された松野氏は、彼の建築作品に惚れ込み設計を依頼したという。上田家の隣地を譲り受け、まず、昭和40年（1965）に街道に面した2階建て建物と門が建てられた。この建物は上田の好んだ茶褐色の陶板を外壁に貼る意匠である。同42年（1967）、背後の斜面上に主屋が建築された。斜面の石垣は、上田が姫路城を訪れた際の印象から着想したものという。やがて顧客からの要望もあり、「松乃鰻寮」店舗として用いられることになった。</p> <p>主屋は東側を2階建、西側を平屋建とする瓦葺の建物で、真壁造の木部に赤ベンガラ塗を施す上田が繰り返し用いた外観意匠である。玄関は2階部分をせり出す出桁造の外観であるが、通常の民家に比べて軒の出が殊に深い。玄関を入ると12畳大の板間で、階段が設けられる。吹抜け部分の天井は丸太の梁と簀の子天井で民家風を演出するが、階上は吹き抜けに面したギャラリーが廻る近代的な空間である。2階はこの階段室の表側に和室3室、奥側に仏間などが配されている。広間から東側は平屋建の部分で、6畳の次の間と、12畳に2畳大の付書院まわりの空間が付く座敷となり、表側には入側縁が設けられている。座敷の床まわりには木太いケヤキ材を多用し、豪壮な民家の意匠を演出する。天井は太い棹縁天井にベンガラを塗る意匠で、河井寛次郎記念館など民藝運動による作品にしばしば見られる意匠である。</p> <p>松乃鰻寮は、民芸運動にも参加した陶芸家・上田恒次の作品で、日本民家の意匠を強調しつつ近代的な感覚を取り込んだ空間をつくっている。周辺の上田作品とともに独特の集落景観を構成している。</p>			
			



認定理由

認定番号 2 2 3			
選定番号	第10-045号	名 称	カトリック ^{たかのきょうかい} 高野教会
<p>昭和13年(1938)、高野橋の西詰にほど近い現在地にアメリカのメリノール宣教会によって創設された教会である。同15年(1940)には当時の司祭・バーン神父によって、木造2階建の聖堂兼司祭館(現司祭館)が建設された。昭和23年(1948)に、新たに聖堂が建てられた。この建物は、教会書簡等からウィリアム・ニーリー神父の設計によるものと確認される。ニーリー神父は、戦後來日し、西陣聖ヨゼフ教会など、京都市内や近県のカトリック聖堂を手掛けている。</p> <p>聖堂は、木造の建物である。スペイン瓦で屋根を葺き、外壁をスタッコ仕上げとするなど、スパニッシュの意匠を用いている。東西方向に配置されたバシリカ型の平面で、西側に内陣を設ける。内陣横に鐘塔を備え、全体としてロマネスク風の外観となっている。入口部分は、人造石研出し仕上げによるドリス式のオーダーで飾る。内部は木造のキングポストトラスが天井にあらわされた一つの大きな空間に、会衆席と内陣(祭壇)が配される。内陣奥には祭器具の保管や典礼準備のための香部屋が配される。入口部分上部には楽廊(楽奏席)として2階部分が設けられているが、現在は畳を敷き母子礼拝室に用途を替えている。トラスの部材は細く、それを補うための補強部分や、頬杖部分に装飾が施され、意匠のアクセントになっている。司祭館は腰にタイルを貼り、外壁をスタッコ仕上げとするスパニッシュ風の建物で、当初は1階部分を礼拝空間としていたが、現在は全体が司祭の住宅空間となっている。伝道館は集会所として用いられている平屋建ての建物である。</p> <p>カトリック高野聖堂は、昭和戦前期建築の聖堂兼司祭館、戦後間もない時期に建てられた聖堂や伝道館が一体として残る。聖堂の内外観は簡素ながら意匠的に工夫を凝らした素朴な美しさを見せる。戦後のカトリック布教再開時の状況を伝える教会建築として貴重であるとともに、周辺の歴史的な景観要素ともなっている。</p>			
			



認定理由

認定番号 224			
選定番号	第 11-014号	名称	にしきてんまんぐう 錦天満宮
<p>錦天満宮は、錦小路通の東端、新京極通の東側に位置する。祭神は菅原道真公で、社伝ではその邸宅跡に公を弔うために建立された歓喜寺に遡る。同寺院は11世紀初めに六条河原に移り、後に名称を歓喜光寺と改めるが、そこに付設していた神社に由来するという。天正15年（1587）、豊臣秀吉の都市改造によって歓喜光寺に伴って現在地に移転し、以後、名称を錦天満宮と改めた。明治5年、神仏分離令によって歓喜光寺は東山に移転し、同年の新京極通の開通に伴って現在の境内規模となった。錦小路沿いに建つ石鳥居は、新京極通の開通以前の境内の名残で、両側の店舗にめり込む形で建ち、観光名所としても知られる。</p> <p>現在の社殿は、明治22年（1889）の焼失後に再建されたものである。木造、一間社造、銅板葺の本殿と、向唐門形式の向拝を備えた拝殿からなり、いずれも翌23年に竣工している。拝殿は約2間×4間の規模で、神事・祭事を執り行うための空間を確保している。大正15年（1926）から境内の再整備事業が進められ、まず2階建の社務所、昭和2年には表門、昭和9年（1934）頃には3階建ての蔵が、いずれも鉄筋コンクリート造で建てられた。表門は銘板から、技師・笹川新太郎の設計により、棟梁・神谷與市が施工したことが分かる。蔵には棟札が残り、白波瀬工務店の設計・施工に加えて、笹川が設計に携わったことが確認される。笹川は、日野誕生院（昭和6年）の設計を担当したことが知られている。殊に社務所は鉄筋コンクリート造の構造体の中に木造の造作を貼り付ける手法により、違和感なく伝統的な和室空間を構成しており、技師・笹川の力量が感じられる。大正末から昭和初期の一連の境内整備には、都市部に立地する神社が、過去の火災の経験を踏まえ境内の不燃化を進めようとした歴史を垣間見ることができる。</p> <p>錦小路の突き当たる位置に建つランドマークとしても重要な神社であり、観光名所ともなっている。近代以降、京都有数の繁華街の立地に合わせて境内整備を進めていった歴史を伝える境内は、建築的にも興味深い遺構を残している。</p>			
			

認定理由

認定番号 225			
選定番号	第10-054号	名称	いけぜん 池善ビル
<p>池善ビルは、四条河原町交差点の南西角に建つ商業ビルである。名称の由来となった所有者・井上家の先祖「池田屋善兵衛」は、元岡山藩士の冑鎧師で、慶長年間の記録には「駕輿^{かよちよう}丁仲間」として記載されている。駕輿丁とは帯刀し、天皇が行幸時には輪番で警護に当たる役目のことである。明治3年（1870）の絵図では、現在のビルの敷地は四条通に面した井上善兵衛所有する借家があったことが分かる。建物は大正13年（1924）の河原町通りの拡幅に際して建築されたとされ、同15年（1926）の古写真にはその外観を確認できる。建築後、準備期間を経た昭和5年（1930）、北側部分の1階を用いて池善化粧品を創業し、店舗の2～3階は井上家の住居として用いられた。ビルの中央及び南側部分は、当初から他の店舗に賃貸していた。池善化粧品は戦後、たばこやライター、傘など取り扱い商品を拡大させて存続したが、令和2年（2020）に閉店した。現在は各種店舗が入居するテナントビルとして活用されている。</p> <p>建物は鉄筋コンクリート造、3階建てで、交差点南東の隅切り部分から河原町通に面した台形の形状を有する。北、中央、南の3区画に分かれ、それぞれ階上への階段が設けられている。元々2～3階は居住空間や倉庫に使用された。昭和初期の写真では、池善化粧品の入口部分にはショーウィンドウが設けられ、その南側部分には建具が嵌められているが、現在は全面が開放された外観となっている。階上部分は縦長窓を連続させる外観で、当初は2、3階間の壁面にメダイオン状の装飾が付けられていた。改修に失われた装飾部分もあるが、現在でも1階の内法上部には装飾タイルを確認することができる。</p> <p>大正末期に河原町通の拡幅に際して建築された商業ビルで、現在でも京都の主要な繁華街である四条河原町交差点にその姿を継承している。繁華街に立地する大正から昭和初期の商業ビルが現存する事例は少なく貴重である。界わいの歴史を伝えるランドマークとしても重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 2 2 6			
選定番号	第10-061号	名称	きかいけ 栄井家
<p>右京区嵯峨越畑町に位置する茅葺民家である。越畑地区は愛宕山への参詣道に面することから開かれた集落であるとも伝わる。山側に茅葺の農家、その下の西側斜面に棚田が広がる農村景観を作り出している。現在、越畑集落には50棟ほどの家屋が残されている。茅葺きを維持しているものは数棟であるが、トタンをかぶせたものを含めば集落全体の約半数を占める。栄井家は茅葺屋根を維持する建物で、元々の所有者であった瀧井家が、明治30年（1897）頃に古家をそのままの状態で購入したものである。南北に長い敷地で、南半分を田畑とし、中央北寄りに主屋が建っている。主屋正面の南東側に納屋を配し、裏手に蔵、農小屋（旧牛小屋）が建ち並ぶ。こうした屋敷構えは、集落全体に共通して見られる。</p> <p>主屋は入母屋屋根で妻入形式とし、南側に入口を向けている。上屋部分は茅葺きで、四周にまわる下屋の一部が棧瓦葺となっている。小屋組は棟木を束で支える形式だが、オダチトリイ型にみられる鳥居形状の部材は省略されている。梁行5間半、桁行6間の規模を持つ。平面は、東側に幅2間の土間を配し、西側には2列3室に計6室を設ける。表側2室と中央2室で柱筋に半間の喰い違いが見られる。下手中央の室は10畳大で最も広く、元は囲炉裏が設けられていた。部材の状況から、明治30年代に古家を購入したという聞き取り内容は妥当と考えられ、建築年代は明治前期には遡るものと推測される。活用のため床や間仕切りなど一部に改修が見られるが、全体として明治期民家の平面や意匠が維持されている。主屋南側の西寄りには前栽が設けられ、ロジモンと土塀によって囲われる。裏手の土蔵は主屋と同時期、農子屋は大正期に牛小屋として建てられたと伝わる。表側の納屋は昭和25年頃の建築である。</p> <p>住み手のニーズに合わせて手を加えながらも、明治期の茅葺民家が維持されている。各時代に整えられてきた屋敷構えは、集落景観の中で重要な要素となっている。</p>			
			

認定理由

認定番号 227			
選定番号	第9-045号	名称	たにおかけ 谷岡家（レストラン スポンタネ）
<p>西京区大原野上里北ノ町に位置する。昭和50年代に洛西ニュータウンが開発され農村景観が急激に変貌した地域に隣接するが、谷岡家の立地する集落は伝統的な街道沿いの景観を残している。当地の地主であった高井家の家屋として建てられたものである。東西の通りに面して表門と板塀を配する屋敷構えで、敷地東側に主屋、西側に離れ、南東隅と主屋の背面に土蔵が残る。平成25年（2013）に現所有者が購入し、レストランとして活用している。</p> <p>主屋は、間口五間半、奥行き六間半の規模で、棧瓦葺、つし2階建ての建物である。表側に入母屋造の屋根を向け玄関を設ける、妻入り形式をとる。大屋根部分の下にはむしこ窓を設けて下屋を葺き下ろしている。御幣が残され、明治36年（1903）の上棟と確認できる。内部は昭和40年（1965）頃に土間部分を居室化するなどの改修がなされたが、聞取りから、改修以前は東側部分はカマドが残る台所空間で、西側には3室が並んでいたことが分かる。こうした平面形式は、摂津や丹波地域に分布する摂丹型民家の平面に類似する。現在でも西隣の石作町地区には妻入形式の民家が残るように、大原野地区は摂丹型民家の分布圏に所在しており、谷岡家もその系統に属するものと考えられる。主屋の西側には瓦葺、平屋建の離れが建ち、表側と背面の2本の廊下で主屋と繋がれている。御幣から大工・安井繁次郎の施工により、昭和7年（1932）に上棟したことが確認される。表側に8畳の座敷と次の間を配する。座敷は床柱にヒノキの四方柱を用い、棧に意匠を凝らした付書院のガラス戸、キリ材の欄間など、質の高い造りとなっている。座敷の背面には廊下を隔てて4畳半間があり、以前は「お茶室」と呼ばれていた。アカマツの柱を用いるなど数寄屋意匠の部屋である。</p> <p>谷岡家（レストラン スポンタネ）は、改変を経ながらも、大原野地区の地主層の屋敷構えを今に伝える貴重な事例である。所有者の変遷を経ながら、用途を替えて継承される活用事例の好例でもある。</p>			
